農薬取締法の一部を改正する法律

第一 条 農薬取締法 (昭和二十三年法律第八十二号) *の* 部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 登録 (第三条—第十五条)

第三章 販売の規制 (第十六条—第二十三条)

第四章 使用の規制等(第二十四条—第二十八条)

第五章 監督 (第二十九条—第三十三条)

第六章 外国製造農薬 (第三十四条—第三十七条)

第七章 雑則 (第三十八条—第四十六条)

第八章 罰則 (第四十七条—第五十二条)

附則

第一章 総則

第一 条 中 「行なう」を「行う」に、 「品質の適正化と」を「安全性その他の品質及び」に、 「もつて」

を「もって」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第三条の見出しを (登録の拒否)」に改め、 同条第一項中「前条第三項の検査」を「前条第四項の審

査」に、 「場合は、 同 項の規定による登録を保留して、 申請者に対し申請書の記載事 項を訂正し、 又は

該農 薬 の品質を改良すべきことを指示することができる」を 「と認めるときは、 同条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録 を拒否

なけ れば ならない」 に改め、 同項第 一号中 中 -請書」 を 「提出され た書類」 に改 め、 同 項 中 第 九 号及び

第十号を削り、 第八号を第十号とし、 同項第七号中「もとに」を「下に」に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 事 ·項 」 を 「に掲げ る事

項」に、「いう。第十二条の二」を「いう。第二十六条」に、 「含む。第十二条の二」 を 「含む。 同 条」

に、 「なつて」を「なって」に改め、 同号を同項第九号とし、 同項第六号中 「もとに」 を 「下に」に、「

の事 項 を 「に掲げる事項」 に改め、 同号を同項第八号とし、 同項第五号中 $\overline{\mathcal{O}}$ 事項」 を 「に掲げる事 項

に、 当該農薬が有する土壌につい ての 残留 性 の程度からみて、 その使用 に係る農地等の土壌 の汚染が

中 \mathcal{O} て 残 <u>ー</u>の 生 留 かつ、 産 事 \mathcal{O} 程 され 項」 度からみて、 を る畜産 その汚染により汚染される農作物等」 「に掲げる事 物 に、 当該 項」に、 農地等に っな つて 人畜」 お 「当該農薬が有する農作物等に į١ て栽培され を「なって人」 を「その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分 る農作物等 に 改 め、 又は当該農 同号を つい 7 0 同 作物等を家畜 残留 項第七号とし、 性 \mathcal{O} 程 度か \mathcal{O} 餇 らみ 同 料 項 \mathcal{O} て、 用 第 兀 に そ 供 号

当該農薬の成分 からみて、 当該: 農作物等又は (その成分が化学的に変化して生成したものを含む。 当該農作物等を家畜 \bar{o} 餇 料の 用 に供 して生産される畜産物」 次号において同じ。 に、 0 残留 っな って人 \mathcal{O} 程 度 \mathcal{O}

使用に係る農作物等の汚染が生じ、

かつ、

その汚染に係る農作物等」を

「その使用に係る農作物等

 \mathcal{O}

項」 畜」 を を 「に掲 「なって人」 げる事 に 項」 改 に改 め、 め、 同 号を 同号を同項第四号とし、 同 項第六号とし、 同 項第三号を同 同項第一号の次に次の二号を加える。 項第五 号とし、 同 項第二号中 ヮ 事

二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

第三条第一項に次の一号を加える。

+ 前各号に掲げ るも $\overline{\mathcal{O}}$ のほ か、 農作物等、 人畜又は水産動 植物に害を及ぼすおそれがある場合とし

て農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

第三条第二項中 前 項第四 号から第七号まで」 を 「前項第六号から第九号まで」に改め、 同条第三項を

削り、同条を第四条とする。

第二条第一項ただし書中「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に、 「第七条」を「第十六条

に改め、 同条第二項中「次の」を「次に掲げる」に、「、 農薬の薬効、 薬害、 毒性及び残留性に関する

試 験 成績を記 載した書類並びに農薬の見本」を「及び農薬の安全性その他の品質に関する試験 %成績: を記 載

た に書類そ \mathcal{O} 他 第四 項 の審査 \mathcal{O} ために必要なものとして農林水産省令で定める資料」 に改め、 同項に 後段段

として次のように加える。

この場合において、 試 験成績のうち農林水産省令で定めるもの (以 下 「特定試験成績」という。) は

その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験 。 以

下「基準適合試験」という。)によるものでなければならない。

第二条第二項第一号中 「あつては」 を「あっては」に、 「以下」 を 「第十二号を除き、 以下」 に改め、

同項第二号中 「含有量」 を「含有濃度 (第十一号に掲げる事項を除く。)」に改め、 同項第三号中 「あつ

ては」 を「あっては」 に改め、 同項第七号中 「貯蔵上」 を 「農薬の貯蔵上」 に改め、 同 項第八号中 「製造

場」 を 農 薬の 製造場」 に改 め、 同 項第十号中 「販売する場合に あ つて は を 「販売しようとする農薬に

ついては」に改め、同項に次の三号を加える。

十一 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

農薬原体を製造する者の氏名 (法人の場合にあっては、 その名称) 及び住所並びに農薬原体の製

造場の名称及び所在地

十三 農薬原体の主要な製造工程

第二条第三項を次のように改める。

3 第 項 0 登 録 \mathcal{O} 申 請をする者は 当該 申請 に係る農薬の農薬原体が、 現 に同 項又は第三十四条第 項

 \mathcal{O} 登 一録を受けてい る農薬の農薬原体とその成分及び毒性 の強さにお いて同等であるときは、 農林 水 産 省

令で定めるところにより、 前項の 規定により提出 すべ き資料 か 一 部を省略することができる。

第二条中第六 項を第八項とし、 第五 項を 削 り、 同 条第四 |項中 検 査項目、 検査 方法その 他 前 項 \mathcal{O} 検査

を 「第四 項 0 審 査 に改 め、 同項を同 条第七項とし、 同 条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に次の三項を加える。

- 4 農林水産大臣は、 第一 項の登録 の申請を受けたときは、 最新の科学的知見に基づき、 第二項の申請 書
- 及び 資 料に基づく当該 申 請 12 係 る 農薬の 安全性そ O他 \mathcal{O} 品 質 に 関 はする審古 査 を行うものとする。
- 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 審 査 に 関する業務の一 部を行り わせることができる。

6

農林・

水産大臣は、

第一

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

登録

 \mathcal{O}

申

請

に係る農薬が、

病害虫の防除若しくは農作物等の生理機能

 \mathcal{O} 増

進若しくは

抑制に

お

7

て特に必要性

が

高

7

も の

又は適用

病

害虫

の範囲及

び

使用方法が

類似する

他

 \mathcal{O} 農

薬

5

農林

水

産

大臣

は、

独

<u>\frac{1}{1}</u>

行

政

法

人農

林

水

産消

費安全技術

セ

ン

ター

。 以 下

「センター」という。)

に、

前

と 比 較 L て特に安全性 が 高 1 ŧ \mathcal{O} と認めるときは、 当該 申 請 に係る農薬に つ () 7 \mathcal{O} 第四 項 \mathcal{O} 審 査 を、

第二条 に次 の一項を加える。

 \mathcal{O}

農薬

 \mathcal{O} 審

査

に優:

先

して行うように努め

るものとする。

9 農林水産大臣 は、 次条第一 項の規定により登録を拒否する場合を除き、 第一 項の登録の申請に係る農

薬を登録 か つ、 次に掲げる事 項を記 載 した登録票を交付しなければならない。

- 登録 番号及び 登 録 年 月 \exists
- 第二項第二号、 第三号、 第八号及び第十一号に掲げる事 項

他

 \equiv 水質汚濁性農薬 (第二十六条第二項に規定する水質汚濁性農薬をいう。 第十六条第五号及び第二十

条にお *(*) て同じ。) に該当する農薬にあっては、 「水質汚濁性農薬」 という文字

四 製造者又は輸入者の氏名及び住所

第二条を第三条とする。

第一条の三を削る。

第 条の二第一項中 「ねずみ」の下に「、草」を、 「殺虫剤」 の下に「、 除草剤」を加え、 「をいう」

を (肥料取 締法 (昭 和二十五年法律第百二十七号) 第二条第一 項に規定する肥料を除く。) をいう」に

改め、 同 条中 · 第 四 1項を削り り、 第三項を第四項とし、 第二項の次に次の一 項を加 える。

3 この法律において 「農薬原体」とは、 農薬の原料であって、 有効成分及びその製造の結果残存する有

効成分以外の成分から成るものをいう。

第一条の二を第二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 登録

第五条の二第一項中 「第二条第一項」 を 「第三条第一 項」 に、 「あつた」 を「あった」 に改め、 同条第

二項中 「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、 同条第三項中 「第二条第一項」 を 「第三条第一項」

に、 「あつては」を 「あ っては」に改め、 同 条を第一 五 条とする。

第六条第 項中 「第二条第 項」 を 「第三条第 項」に、 「あ つては」 を 「あっては」 に改め、 同 条第

二項中 「第二条第一項」を「第三条第一項」に、 「又は第四号」を 第四号」に、 つの 事 項中」 を

第十二号又は第十三号に掲げる事項」に改め、 「生じた日」の下に 「(同号に掲げる事項に変更を生じた

場合にあっては、 その変更後の製造工程により製造された農薬原体を原料とする農薬の製造若しくは 加 工

又は輸 入を開 始 した日) __ を加え、 「あつた」を 「あった」に、 「あつては」を 「あっ ては」 に改 め、 同

一項中 「届け出で」 を 「届け出て」 に改め、 同条第五項及び第六項中 「第二条第一項」 を 「第三条第

一項」に改める。

第二十一条中 「第十五条の六」 を「第三十八条」に改め、 同条を第五十二条とする。

第二十条第 項中 「第十七条」 を 「第四十七条」に、 「犯人の」 を 「犯人が」に、 「知つて」を「知 0

て」に改め、同条を第五十一条とする。

第十九条中 「前三条」を 「次の各号に掲げる規定」 に、 「次の各号」を「当該各号」 に改め、 同条第

号中 「第十七条第一号(第二条第一項又は第九条第一項」を「第四十七条第一号、 第三号 (第十八条第一

「第二号又は第三号 (第九条の二」 を 「第四号又は第五号 (第十九条」 に改め、 同 条第二号中

第十七条」を 「第四十七条」 に、 第十八条又は第十八条 ネの 二 二 を 「又は前二条」 に改 め、 同 条を第五

十条とする。

第十八条の二中「第五条の二第三項、第六条第一項、 第三項、 第五項若しくは第六項又は第六条の六の

規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、 同条に次の各号を加える。

第五条第三項又は第六条第三項 \hat{O} 規定による届出をせず、 若しくは虚 為の 届出をし、 又は 申請をし

なかった者

一 第六条第一項又は第十二条の規定に違反した者

第六条第五項又は第六項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者

第十八条の二を第四十九条とする。

第十八条第一号を次のように改める。

第六条第二項の規定による届 出をせず、 若しくは虚偽の届出をし、 又は申請をし なか つた者

条第二号中 第十八条第三号中 「第十三条第一項」を 「第十五条の三第一項」を「第三十五条第一項」 「第二十九条第一項」に、 「第十三条の二第 に改め、 同号を同条第五号とし、 項」 を 「第三十条第 項 同

に 改 め、 同 |号を同 条第四号とし、 同 条第 号の 次に 次の二号を加 える。

第十七条第一項又は第三十六条第一 項の規定による届出をせず、 又は 虚偽の 届出をした者

偽 の記 載をし、 又は帳: 簿を保存 しなかった者

第二十条又は第三十四条第五項の規定に違反して帳簿を備え付けず、

帳簿に記載せず、

若

しくは虚

第十八条を第四十八条とする。

め、 四号とし、 を同条第七号とし、 第十七 同号を同 条 同 同条第三号中 0 条第一 条第五号とし、 前 \mathcal{O} 見 号 中 同条第四 出 しを削 「第二条第 「第九条の二又は第十条の四第二項」を |号中 同 り、 条第二号中 同 「第十二条の二第二項」を 条第五 項、 第七 一号中 「第九条第二項」を 条、 「第十四 第九条第 条第 一項」 一項、 「第二十六条第二項」に改め、 「第十八条第二項」 「第十九条又は第二十三条第二項」 を「第三十一条第一 第十条の二 (第十五 に改り 条 め、 項」 の二第六 に改り 同号を同 同号を同 め、 項」 に改 条第 条第 同 を 号

「第十八条第

項、

第二十一条

(第三十四条第六項)

に、

「第十一

条又は第十二条第三項」

を

「第二十四

条又は第二十五条第三項」に改め、 同号を同条第三号とし、 同号の前に次の二号を加える。

第三条第一項又は第七条第一 項 の規定に違反して農薬を製造し若しくは加工し、 又は輸入した者

第十六条の 規定による表示をせず、 又は 虚偽 の表示をして農薬を販売 した者

第十七条を第四十七条とする。

第十六条の四中 「第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、 同条を第四十五条とし、 同条の次

に次の一条及び章名を加える。

(経過措置)

第四十六条 この 法 律 の規定に基づき命令を制定し、 又は改廃する場合にお いては、 その命令で、 その 制

定又は改廃に伴い 合理的に必要と判断される範囲内にお いて、 所要の経過措置 **(**罰 則に関する経過措置

を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第十六条の三を第四十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(都道府県が処理する事務)

第二十三条及び第三十一条第二項の規定による農林水産大臣 の権限並びに第二十九条第 一項

及び第三項 \mathcal{O} 規定による農林水産大臣 又 は 環境 大臣 \mathcal{O} 権限に属する事務 \mathcal{O} 部は、 政令で定めるところ

により、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第四十四条 第二十三条、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第二項の規定による農林水産大

臣 0 権 限 は、 農林水産省令で定めるところにより、 その一 部を地 元 農政 局 長に委任することができる。

2 第二十九条第一 項及び第三項 \mathcal{O} 規定による環境大臣 \mathcal{O} 権 限 は、 環境省令で定めるところにより、 その

一部を地方環境事務所長に委任することができる。

第十六条の二第一項中 「公定規格を設定し、 変更し、 若しくは廃止しようとするとき、 又は第九条第二

項」を 「第十八条第二項」に、 「若しくは改廃しよう」を「又は改廃しよう」に改め、 同条第二項中 「 第

三条第二 二項 (第十五条 の二第六項」 を 「第四条第二項 (第三十四条第六項」に、 「第三条第 一項第 匹 号又

は第五 号」 を 「第四 [条第一 項第六号又は第七号」 に改め、 同 条第三 |項中 「第三条第二項」 を 第 加 条第二

項」 同 条第一 項第四号又は第五号」 を 同 条第一項第六号又は第七号」 に改め、 同条第四項中 「第

十二条第一項」 を「第二十五条第一項」 に改め、 同条を第四十条とし、 同条の次に次の一条を加える。

(国際的動向への配慮等)

第四 干 条 農林 水 産 大臣 及び環境大臣は、 この 法律 \mathcal{O} 施 行に当たっては 農薬の安全性その 他 の品 質 \mathcal{O}

確 保 に関す る国際: 的動 向 に十分配慮するとともに、 関係行政機関 の長と密接な連携を図らなけ ń ば なら

ない。

第十六条第 一項中 「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に、 「第一条の三の規定により公定規格を

設定し、 変更し、 若しくは廃止しよう」を 「第三条第一 項の登録をしようとするとき (同条第三項に . 規 定

する場合を除く。 第七条第七項 (第三十四 [条第六] 類に お *(* \ て準 用する場合を含む。 \mathcal{O} 規定に ょ り 変

更の 登録をしよう」に、 第六条の三第一項」を _ (農業資材審 議会が 軽微な事 項の変更と認め る場合

第九条第二項若しくは第三項 (これらの規定を第三十四条第六項において準 用する場合を含

「第九条第二項」を「第十八条第二項」に、 「又は第十四条第三項」を「第三十一条第三項

に改め、 「変更しようとするとき」 の 下 に $\overline{}$ 又は第三十四条第 項の 登録をしようとするとき (同 条

第六項にお いて準用する第三条第三項に規定する場合を除く。)」 を加え、 「聞かなけ いれば」 を 聴 かな

六項」 け 第三条第一 いれば」 に、 に改め、 項」 「第十二条の二第一 に、 同条第二項中 「第十二条第一 項」 「第三条第二項 を 項」 「第二十六条第一 を 「第二十五 (第十五条の二第六項」を 条第 項」 に改 項」 に改 め、 め、 同 条第三項中 同 「第四条第二項 条を第三十九条とする。 「第二条第一 (第三十四条第 項 を

五項」 二項」 規定する審査、 第十五条 に、 を 「第三十五条第二項」 の六中 「第十五条の二第六項」を 第三十条第一項」に、 「第二条第三項及び第六条の二第二項」を に改 め、 「第三十四条第六項」に、 「第十四条第三項」を 同条を第三十八条とする。 「第三十一条第三項」に、 「第三条第五項 「の検査、 第十三条の二第一項」 第七条第三項及び第八条第 「第十五条 を の 三 に 第

選任しなか を「第三十二条」 第十 五 条 0) 0 五. た 第 に改め、 に改 項第二号中 め、 同 「聴聞について」の下に「、それぞれ」 条第三項中 「支払 つて」 「第六条の三第三項」を を「支払って」に改め、 「第九条第五項」に、 を加え、 同項第三号中 同条を第三十七条とし、 「選任 L 「第十」 な カコ 匝 つ た 条の二 同 を

第七章 雑則

条の

次に次の章名を付する。

第十五名 条 Ö) 几 第 項中 「第十五条の二第一 項 を 「第三十四条第一項」に、 「は、 次の」 を (当該農

薬の 登録外国製造業者又はその国内管理人である場合を除く。) は、 次に掲げる」 に改め、 同項ただし書

を削り、同項に後段として次のように加える。

当該 事 項 E 変更を生じたとき、 及び当 該 輸 入者が その 輸 入を廃止したときも、 同 様とする。

第十五条 Ö) 兀 第二 一項を削っ り、 同 条第三項中 「前二項」を 「前項」に、 「第十五条 の二第一項」 を 「第三

十四四 条第一項」に、 「あつては」を「あっては」に、 「 第 項の事項中」を 「前項各号に掲げる事項」 に

改め、同項を同条第二項とし、同条を第三十六条とする。

第十一 五. 条 の 三 第三項中 「第十三条第四 [項] を 「第二十九条第四 項及び第五項」 に、 「第十三条の二第二

項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第十五条の二第二項中 「採らせる」 を「とらせる」 に改り め、 同 条第四項中 「登録外国製造業者 には の 下

に 農林水産省令で定めるところにより」 を加え、 「真実かつ完全に」 を削り、 「少なくとも三年 間

 \mathcal{O} 帳 簿 を 「これ」に改め、 同 条第 五 項中 「国内管理 人は」 の 下 に 農林水産省令で定めるところによ

り を加え、 「少なくとも三年間そ O帳簿」 を「これ」に改め、 同 条第六項中 「第二条第二 項、 第三項及

び第六項、 第三条から第五条まで、 第六条の 五並びに第六条の七」 を 「第三条第二項 から第九項まで、 第

項」 第五 つい 業者 第六条の六及び第七条 · て、 を を 条 号 に か 第十一条及び第十三条」に、 「ついて、 「第三十 それぞれ」 5 つ 第 を 1 て、 八 同 、条まり 应 第十 [条第 第 条 を加 で、 第 九 九項 条及び 四条第二項、 項」 え、 第十条第二項、 (ただし書を除く。 第四号」 第十 に改め、 「第二条第二項第一号」 条第 に、 第十八条第四項及び第二十一条」 「製造-項」 第十二条及び第十六条 第二条第五項、 第三条 <u></u>
の 方法」 に、 第三 規定は登録 とあ を 第 項 る 中 五 第六条の三及び第六条の 「第三条第二項第一 \mathcal{O} 条 の二か は 外国製造業者 箇 月 J \Box (ただし書を除く。 ら第六 \mathcal{O} とあ 下に に改め、 に、 る 条 農薬 号 0 の二まで、 は 第九条第四 に、 四第一 国内管理 \bigcirc 二月 を加 \mathcal{O} 「第十五名 第六 項」 規 人に」 え、 項 定 を 及び 条 は 第 条 登 \mathcal{O} の下 同 加 第 録 の二第 兀 十条 条第三 条 第 外 に 第 玉 製 項 \mathcal{O}

造

兀

項第五 項」 項中 を 二週 「第五 間 条第一 とあ 項」に、 る のは 「」とあるの 月 と 同条第三項 は 「製造業 中 を 箇 月 」 _ の _ とあるの とあるのは は 「二月」と、 「製造業 第五条 に、 の二第 لح

第二

一項中」

0

下に

「農薬

 \mathcal{O}

製造若

L

くは

加

工又

は

輸輸

入

とあ

るの

は

「第三十四

[条第

項

 \mathcal{O}

登

録

に

係

る農

を

<u>の</u>

٢,

製造若しくは

加

工

一又は

輸

入の

事

業を」

とあ

るの

は

「製造業を」

と

に改

「第六条

条の に、 加工し、 第六条の七中 五 「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、 第 又は輸入する農薬」とあるのは 項」 「第十四 を 「第三十七条第 [条第一 項」を 項」に、 「第十二条第三号及び第十三条中 「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」 $\overline{}$ 第七条」 「及び第六条の六第一号」を削り、 を 第十四条第二項中 「第三十一条第一項」に、 「その 「同条第四号及び 製造し若 「第十五 しくは

第十五条中 「第十四条」 を 「第三十一条第一項」 に、 「取消」 を 「取消 Ľ に改め、 同条を第三十三条

第六章 外国製造農薬

とし、

同

条

0

次

に次

 \mathcal{O}

章

名を付する。

に改め、

同条を第三十四条とする。

第十六条」に、

「第九条第四項中」を「第十八条第四項中」に、

「第十条の二中」を「第二十一条中

第十四条の二を第三十二条とする。

同条第三項中 十八条第一項」 第十 ·四条第 「なつた」を に、 項中 「第二条第一項」 「第九条の二又は第十条 「なった」 を に改め、 「第三条第一項」 の二第一 同 条第四 項」 1項中 を に改め、 「第十九条又は第二十一条第 「第九条第一 同条第二項中 項」を「第十八条第一項」に、 「第九条第一項」を「第 項」 に 改 め、

|第九条の二並びに第十条の二第一項| を 「第十九条並びに第二十一条第一 項」 に改め、 同条を第三十一

条とする。

第十三条の三及び第十三条の四を削る。

第十三条の二 第一 項中 「農薬使 用者」 の 下 に 「又は農薬原体を製造する者その 他 の関係者」を、 一若し

くは使用」の下に 「若しくは農薬原体の製造その他の事 項_ を加え、 同項ただし書中 「よつて」 を こよ 0

に改め、 同条第三項中 「従つて」 を「従って」 に、 「行つた」 を 「行った」 に、 「の定める」 を「で

定める」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前条 第 四 項 及び 第 五 項 \mathcal{O} 規 定 は 第 項 \mathcal{O} 規 定による集取 又は立入検査 に . つ い て準用する。

第十三条の二を第三十条とする。

第十三条第 一項中 「又は除草剤販売者」 を 「若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の

関係者」に、 第二条第一項、 第三条第一 項、 第六条の二第三項、 第六条の三第 項、 第六 条の 兀 第 項

第七条、 第九 条第 項」 を 「第三条第一 項、 第 匹 · 条 第 項、 第七 条第八項 第九 条第二 項 及び 第三項

第十条第一 項、 第十六条、 第十八条第 項 に、 「第九条の二、 第十条の二、 第十 条の四、 第十 条、 第

体 剤販 下に 同 十二条第三項、 一十四条、 (T) 条第二 製造そ (売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者) 若 一項中 しく 0 第二十五条第三項、 他 は 「の定め |農薬| の事 第十二条の二第一項並びに第十四条第一 項」 原 る 体 を加え、 0 を 製造 「で定める」 そ 第二十六条第一 同項 \mathcal{O} 他 ただし書中「よつて」 \mathcal{O} 事 に改 項 項並びに第三十一条第一 め、 を 加 同 え、 に改め、 条第三項中 項」 同 項ただし を を 「よって」に改め、 「第十九条、 「除草剤 「又は除草 書中 項」 の販売」 よ つて」 に改め、 剤販売者」を 第二十一条、 の 下 に 同 を 条第四 「よって」 除 「若しくは農薬」 第二十三条、 草 「若しく 剤 項中 \mathcal{O} に 販 「あ は 売 改 つた 除 草 \mathcal{O} 第 原

してはならない。

5

第

項

及び

第三

項

0)

規定による集

取

及び立

入

検査

 \mathcal{O}

権

限は、

犯罪

捜査

0)

ために認め

5

れたも

のと解釈

を

「あ

0

た

に改め、

同

条に

次

 \mathcal{O}

項

を加える。

第十三条を第二十九条とする。

に 第十二条 環境大臣」 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 見出 を加え、 し中 「農林- $\overline{\mathcal{O}}$ 確 保 水産大臣」 と品質 \mathcal{O} の 下 に 適 正 化 を 環境大臣」 「及びその安全性その を加え、 同条中 他の 品質 「農林水産大臣」 $\widehat{\mathcal{O}}$ 確保」 に改め、 の 下

同条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 監督

第十二条の三の見出 しを「(農薬の使用に関する理解等)」に改め、 同条中 「当たつては」を 「当たっ

ては、 農薬の安全か つ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに」に改め、 同条を第

二十七条とする。

第十二条の二第一項中「をもつて」を「で」に、 「の各号の」を「に掲げる」に、「すべて」を「全て

に改め、同項第一号中「まとまつて」を「まとまって」に改め、 同項第二号中「まとまつて」を 「まと

まって」に、 「もとでは」を「下では」に、「なつて」を「なって」に改め、 同条第二項中 「水質汚濁性

農薬」 を 前 項の規定により指定された水質汚濁性農薬 (以下単に 「水質汚濁 性農薬」 という。)」に、

「なつて」を「なって」に、「をもつて」を「で」に、 「行なう」を「行う」に改め、 同条を第二十六条

とする。

第十二条第 一項中 「をもつて」を「で」に、 「第二条第一項又は第十五条の二第一項」を「第三条第一

項又は第三十四条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十一条中 「の各号」を削り、 同条ただし書中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、 同条第

号中 「第七条」を「第十六条」に、 「第九条第二項」 を 「第十八条第二項」 に改め、 同条を第二十四条と

する。

第十 条 の四 第二項中 「とらなかつた」 を「とらなかった」 に改め、 同条を第二十三条とし、 同条 の次に

次の章名を付する。

第四章 使用 の規制

第十条の三第 一項中 「であつて」を「であって」に改め、 同条を第二十二条とする。

第十条の二第 一項中 「含有量」を 「含有濃度」に、 「第二条第一項」を 「第三条第一項」 に、 「第十五

条の二第一項」 を 「第三十四条第 項」に改め、 同条を第二十一条とする。

第十条中「。)は」の下に 一、 農林水産省令で定めるところにより」を加え、 「あつては」を 「あって

は」に、「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、 「第十二条の二第一項の」及び「、 真実 カ

つ完全に」を削り、 「少なくとも三年間その帳簿」を 「これ」に改め、 同条を第二十条とする。

第九条の二中 「第十四条第三項」を 項第四号から第九号まで又は第十一号」に改め、 「第三十一条第三項」に、 「伴つて第三条第一 項第二号か ら第七号

同条を第十九条とす

までの各号」を

「伴って第四条第一

項 第七号までの各号」 に 号 おいて同じ」 第九条第一 (これらの規定を」に、 を 「第二十四 項中 を削り、 「第七条 を 1条第 「伴って第四条第一 「第六条の四第一項」を 号 「第十五条の二第六項」を (第十五条の二第六項」 に改 め、 同 項第四号から第九号まで又は第十一号」に、 条第二項中 「第十条第一項」に、 を 「第三十四条第六項」 「第十六条 「第六条の三 (第三十四条第六項」に、 一第 「伴つて第三条第 項 に改め、 を 「第九・ 条第二項又 「をもつて」 第十六条第 一項第二号か 「第十一条第 は を 第三 5 項

七 で定めるところにより」に、 え 条 」 を 「規定により第十六条」に、 「第七条」 「よつて」を を 「第十六条」 「より」 に改め、 に改め、 同条第三項中 同条を第十八条とする。 「農: 林水 産省令をもつて第

第八条第一 項中 「次項、 第十三条第一項」 を「第二十九条第一項」に、 「第十四 条第四 [項] を 「第三十

条第四項」 に改め、 「。)は」の下に $\overline{\ }$ 農林水産省令で定めるところにより」 を加え、 「次の」を「

次に掲げる」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

第八条第二項を削 り、 同条第三項中 「前二項」を 「前項」 に、 開 始した」 を 「開始する」に、 「あつ

廃止」 ては」 を「あっては」 を 加え、 「 第 に、 項 \mathcal{O} 事 「増設した」 項中」 を 同 を 項各号に掲げる事項」 「増設し、 又は廃止した」 に改め、 に改め、 同 項を同 「その増設」 条第二項とし、 の下に 同 「又は 条を

第十七

号を第七号とし、 を削 削 第二号とし、 第九号とし、 第三号中 第七 り、 条中 同 条ただし書中 「含有量」 「あつては」 「あ 同条第十一号中 同 条中 つてはその」を 第九号を第八号とし、 を 第四号を第三号とし、 を 「含有濃度 「第十五条の二第一項」を 「あっ 「製造場」 ては」 「あっては、 (第三条第二項第十一号に掲げる事項を除く。 に改め、 を 同条第十号中 第五号を第四号とし、 「農薬 その」 同 号を同 の製造場」 「第三十四条第一 に、 「貯蔵上」 条第五号とし、 「次の」 に改め、 を を 同条第六号中 項」に改め、 「農薬 「次に掲げる」 同号を同条第十号とし、 同 \mathcal{O} 条 中 貯蔵上」 第七号を第六号とし、 「第十二条の二第)」に改め、 同条第二号を削 に改め、 に改め、 「真実な」 同条第十二 同号を同 同号を同 り、 項 第八 \bigcirc 同 を 条 条 条

三項まで」に、 第六条の七中 「第二条第 「第六条の 四第一 項 項 を 「第三条第 を 「第十条第 項」 項」 に、 に、 「第六条の三第 「第六条の五」 項」 を を 「第十一条」に、 「第 九条第 項 か 「第十 5

第

号を同条第十一

号とし、

同条を第十六条とする。

四条第 一項」を「第三十一条第一項」 に、 「次の」 を「次に掲げる」 に改め、 同条を第十三条とし、 同条

 \mathcal{O} 次に次の二条及び章名を加 える。

信情 報 0 公表等)

第十四条 農林水産大臣 は、 農薬の安全性その他 <u>,</u> 品質に関する試 **以験成績** の概要、 農薬原体の主たる成分

その 他 の登録を受けた農薬に関する情報を公表するように努めるものとする。

2

製造者又は輸入者は、

その

製造し若しくは加工し、

又は輸入する農薬について、

登録

の変更、

取

消し

又は失効が あ つ つ たときは、 販売者及び農薬使用者に対 Ļ その旨を周知するように努めるものとする。

(科学: 的 知 見 \mathcal{O} 収 集等)

第十五条 農林 :水産-大臣 は、 こ の 章 の規定の円滑な実施を図るため、 農薬の安全性その他の品質に関する

科学的, 知 見 0 収 集、 整理及び分析を行うように努めるものとする。

第三章 販売 \mathcal{O} 規 制

第六条の六 中 第二条第 項」 を 第三条第 項」 に、 「第三号に」を 「第二号に」に、 「第二条

第二項第三号又は同条第三項第四号の」 を「第三条第二項第三号若しくは第十一号又は第九項第三号に掲

げる」 九条第 第 同 項 条第三号中 に改め、 に 項から第三項まで又は第三十一条第一項」に改め、 改 め、 同条第一号を削り、 「第六条の三第 同号を同 条第二号とし、 項又は第六条の四 同条第二号中「失つた」 同 条第 辺 号 第 中 項」 「第六条 を「失った」 を 同号を同条第三号とし、 「第九条第二 の三 第一 に改め、 項 |項若 又は第十四 しくは第三項又 同号を同条第 同条を第十二条とす 条第 項 は 第十条 を 「第

事 **項** 第六条の五中 宁 を 「第三条第二項第二号に掲 第二条第一項」を「、 げる事項」 第三条第一 に 改 め、 項」に改め、 同 条第二号及び第三号中 同条第一 号 中 「第二条第二項第二号の 「第二条第一 項」 を

る。

「なつた」 第六条の を 匹 第 「なった」に改め、 一項中 「第十二条の二第一項」を 同条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、 「第二十六条第一項」に、 「あつた」を 「あった」に、 「第二条第三項

第四号の」

を

同

一条第九項第三号に掲げる」

に改め、

同条を第十条とする。

第三条第一

項」

に改め、

同

条を第十一

条とする。

第一 第六条の三の 項 の 下 に 見出 「から第三項まで」 L を (再評) 価 を加え、 等に基づく変更 「あ つては」 \mathcal{O} 登録 を 及 び 「あっては」 登 録 の取消 に改め、 に改め、 同 [項を同り 同 条第 条第三 五項とし 一項中

改め、 項」 での各号」を て 同 を 林 条第二項中 を 水 「やむをえない」 「第三条第二 産 「第三条第二項第三号に掲げ 大臣 「伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に、 は 「前項」 項第三号又は第十一号に掲げ \mathcal{O} 下 を削 を に 「前三項」に、 ŋ, 前 項 第二条第二項第三号の事項を変更する」 K 見規定する る事 項を遵守して」に、 「あつては」を「あっては、」 る場場 合の る事 項」 ほ か に を加 改 め、 「伴つて第三条第一 え、 同 項 「第二 を に、 同 を 条第四 条第二項 「第三条第二 「至つた」 「第二条第二項第三号の 「項とし、 項第二号から第七号ま 第三 を 号 項第三号若し 同 \mathcal{O} 「至った」 事 条 第 項 を 項 遵 に 事

次 くは のニー 第十一号に掲げ 項 を加 え る。 る 事 項を変更する」 に改め、 同 項 を同 条第三項とし、 同 条に第 項及び 第二項として

か 農林 ったときは、 水産 大臣 当該農薬につき、 には 前条第三項 の提 その登録を取 出期限 までに同 り消すことができる。 項の資料 (T) 提出又は同条第七項の手数料の納 付がな

当該 農林 農 水 薬 産 大臣 \mathcal{O} 安全性 は、 そ 前 条第四 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 品品 項 質 \mathcal{O} \mathcal{O} 審 確保 査の 結果、 に 必要な 第四 限 度に 条第 お 1 項各号のい て、 当該農薬につき、 ずれ かに該当すると認めるときは その 登 録 に 係 る第三

2

条第二項第三号若しくは第十一 号に掲げ る事 項を変更する登録をし、 又は その登録 を取 り消すことがで

さる

第六条の三を第九条とする。

第六条の二の 見出 中 「適 用 病害 虫 \mathcal{O} 範 囲 等 (T) を削 り、 同 条第 項中 「第二条第 項」 を 「第三条第

項」に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 事項を変更する必要が ある」 を「又は第十 号に掲げる事 項を変更しようとする」

変更後の薬効、 薬害、 毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並 びに農薬の見本」を 「及び農

薬の安全性その 他の品質に関する試験成績を記載した書類その他次項の審査 のために必要なものとして農

林水 産省令で定める資料」 に、 申 請することができる」 を 申 請 L なけ ればならない」 に改め、 同 .項に

後段として次のように加える。

この場合に おい て、 特定試 験成 績 は、 基準定 適合試験によるもので なけ ればならない。

第六条の二第四項を削 り、 同条第三項中 「前項の検査の結果第三条第一項各号の一に該当する場合は、

前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による」 を 「第二項 の審査 の結果、 第四条第一 項各号のいず ħ カン に該当すると認めるときは、

第一 項の」に、 「保留して、 申請者に対し、 申 請 書 $\overline{\mathcal{O}}$ 記載事で 項を訂 正すべきことを指示することができる

を 「拒否しなければならない」 に改め、 同 関項を同り 条第八項とし、 同 条第 |項中 「前項 \mathcal{O} 規定による申請

る場合を除き、 を受けたときは、 遅滞. センター なく を に農薬の見本につい 次 項 \mathcal{O} 規定により変更の て検査をさせ、 登録を拒否する場合を除き」 その検査 の結果次項の規定による指示をす に改 め、 同 項 を 同 条

第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 農林 水産 大 臣 は 前 項 \mathcal{O} 規定に よる申請を受けたときは、 最 新 \mathcal{O} 科学的 知見に基づき、 同 項 \mathcal{O} 申 請

書

及び資料に基づく当該 申 請 に係る農薬の安全性その他 の品質に関する審査 を行うものとする。

3 農林 水 産 大臣 は、 セ ン タ に、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 審 査 に関する業務 の 一 部を行わせることができる。

4 農林 水 産 大臣 は 第 項 \mathcal{O} 規 定 に よる申請 に係る農薬が 病害-虫 \mathcal{O} 防 除 が若しくご は 農作物 等 \mathcal{O} 生 理 機 能

 \mathcal{O} 増 進 若 < は 抑 制 に お 1 7 特 12 必 要 性 が 高 1 ŧ \mathcal{O} 又 は 適 用 病 害 虫 \mathcal{O} 範 用 及 び 使 用 方 法 が 類 似 す る 他 \mathcal{O}

農薬と比較 L て特 に 安全性 が 高 7 ŧ 0 と認めるときは、 当 該 申 請 に係る農薬に つい て の第二項 の審査 を

、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。

5 第二 項 \mathcal{O} 審 査 \mathcal{O} 実 施 に関 して必要な事 項は、 農林 ||水産 省令で定める。

6 第 項 \mathcal{O} 規定による申請をする者は、 実費を勘案して政令で定める額 \mathcal{O} 手数料を納付 ľ なけ ればなら

ない。

第六条の二を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(再評価)

第八条 第三条第 項 \mathcal{O} 登録を受けた者は、 農林 水産 大臣 口が農薬 \mathcal{O} 範 囲を指定して再評 価 を受けるべき旨

を公示したときは、 当該指定に係る農薬に ついて、 農林水産大臣 ロの再評句 価 を受けなけ れ ば ならな

(以下この条において単に

「再評価」

という。)は、

同

一の有効成分を含む

2

前

項

の規定による再評価

農薬につい て、 農林水産大臣が 初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第一 項又は第三十 兀

項の 登録 を した日 か ら起算 して農林 水産省令で定め る期間ごとに行うものとする。

3 第 項 \mathcal{O} 公示に お 1 て は、 再評 価 を受けるべき者が 提出すべき農薬 の安全性そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 品 質に 関 す Ś 試

特定試験成績は、 基準 適合試験によるものでなければならない。

験

以成績

を記

載し

た書

1類そ

 \mathcal{O}

他

の資料及びその提

出期限を併せて公示するものとする。

この

場合に

お

(\

7

4 農林 水 産 大臣は、 再評 価にお 7 ては、 最 新 の科学的 知見に基づき、 前項 の資料に基づく第一項の指定

5 農林 水 産 大臣 は、 セ ンタ に、 前 項の 審査 に関する業務 \mathcal{O} 部を行わせることができる。

に係る農薬

 \mathcal{O}

安全性

そ

0

他

 \mathcal{O}

品質

に関す

る審点

査を行うものとする。

6 第四 項 の審査の実施に関して必要な事 項は、 農林水産省令で定める。

7 再評 価 を受けようとする者は、 農林 水 産 大臣 に、 第三項 0) 提 出 期限 ま いでに、 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 資料を提出すると

ともに実費を 勘案 L て政令で定め る 額 \mathcal{O} 手 数 料 を 納 付 L な け れ ば ならな

第二条 農薬取締法の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中 「水産動 植 物 を 生 活環境動植物 (その生息又は生育に支障を生ずる場合に

は 人の 生活 環境の保全上支障を生ずるおそれが あ える動: 植物 を いう。 以下同じ。)」 に改め、 同 条第二項 第

三号中 「及び 使用方法」 を 一、 使用 方法及 父び使用に 期 限 に 改 め、 同 三項第四· 号中 「その旨」 0 下に 使 用

12 際 て 講ずべ き被 害 防 止 一方法」 を 加 え、 同 項 第 五. 号 中 水 産 動 植 物」 を 生 活 環 境 動 植 物 に 改 め、 同

項第七 号中 注 意事 項」 の 下 に 「(第四号に 掲げ `る事 項を除く。)」 を加 え、 同条第九項第二号中 「第三

の下に 第四号 (被害防止方法に係る部分に限る。) 」 を加える。

第四 条第 項第五号中 「危険防 止 方法」 を 「前 条第二項第四号の被害防 止方法」 に、 「危険を及ぼ す

を 被被 「害を生ずる」 に 改 め、 同 項第 八号及び第十一 号中 水 産 動 植 物 を 「生活環 境動 植 物 に 改 め、 同

条第二項中 「前項第六号」 を 「 第 項第六号」 に改 め、 同項を同 条第三項とし、 同 条第 項の 次 (C 次 0

項を加える。

2 前 項第五 号に掲げる場合に該当するかどうかの基 準は、 農林水産大臣が定めて告示する。

第六条第二 項 中 「第四号」 0 下に (被 害防 止 方法 に係る部 分を除 第五 号 を加える。

第七 条第一 項中 「同条第二項第三号」の下に「、 第四号 (被害防 止方法に係る部分に限る。 を加え

る。

第九条第二項中 「第三条第二項第三号」の下に「、 第四号 (被害防止方法に係る部分に限る。)」 を加

え、 同 条第三項中 「が、 その登録に係る第三条第二項第三号」の下に 「及び第四 号 (被害防 止方法に係る

部分に限 る。)」 を、 「つき、 そ \mathcal{O} 登録に係る第三条第二項第三号」 の 下 に \neg 第四 号 被被 害防 止 方法に

係る部分に限る。 _ を加え、 同条第四項中 「第三条第二項第三号」 の下に $\overline{\ }$ 第四号 (被害防 止 方法に

係る部分に限る。)」を加える。

第十二条中 「第三条第二項第三号」 の 下 に 第四号 (被害防止方法に係る部分に限る。 を加える。

第十六条第六号中 「その旨」 の 下 に $\overline{\ }$ 使用 に際して講ずべき被害防 止方法」 を加 え、 同 条第 七号中

水産動 植 物 を 「生活環境 動植物 物 に改め、 同 条第九号中 「注意事項」 の 下 に 「(第六号に掲げ る事 項を

除く。)」を加える。

第二十六条第一項第二号中 「水産 動 植物」 を「公共用水域の水質 見の汚濁が が生じ、 その 汚濁による生活環

境動 植 物 に 改 め、 「その 使用 に伴うと認 8 5 れ る公共用 水 域 \mathcal{O} 水 質 \mathcal{O} 汚 濁 が 生じ、 か を削 り、 同

条第二 一項中 小水 産動 植 物 を 「公共」 用 水域の 水質 $\widehat{\mathcal{O}}$ 汚濁が生じ、 その汚濁 による生活環 境 動 植 物 に 改 $\hat{\mathcal{Y}}$

「その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域 の水質の汚濁が生じ、 か つ、 を削

第二十八条及び第三十一条第三項中 水 産 動 植 物 を 「生活環境 動 植 物 に改 いめる。

第三十九条第一項中 「第七条第七項」 を 「第四条第二項 (第三十四条第六項にお 7 て準 用する場合を含

な。) の基準 を定め、 若しくは変更しようとするとき、 第七条第七 項」 に改 め、 同 条第二項中 第四 条第

二項」を「第四条第三項」に改める。

第四十条第二 項及び第三項中 「第四条第二項」を 「第四条第三項」 に改める。

附則

(施行期日)

第 条 この法律 は、 公布 O日 から起算して六月を超えない 、 範囲内 にお いて政令で定める日 :から施? 行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条及び第十四条の規定 公布の日

第二 条 並 び に 附 則 第 七 条 か ら第 + 条ま で、 第十二条 (附則 第九条第三 項 に係る る部 分に限 る。 第

二十条の規定 公布 \mathcal{O} 日 か ら起算して二年を超えない 範囲内 に お ζ) て政令で定め る日

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条

この

法

律

 \mathcal{O}

施

行

0

日

(以 下

「施行日」

という。)

前にされた第一条の

規定による改正前

の農薬取

締

法 (以 下 旧 法 という。) 第二条第 項若、 しくは第十五条 の二第 項 \mathcal{O} 登 録又 は 旧 法 第六 条 の 二 第 項

旧 法 第 十五 条 か 二 一第六項 に お 1 て準 用す うる場 合を含む。) \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 申 請 で あ つ て、 こ の 法 律 \mathcal{O} 施

行 \mathcal{O} 際 登録 又 は変更の 登録をするかどうかの処分がされてい ない ŧ \mathcal{O} に つ () てのこれらの処分に ١ ر 7

は、なお従前の例による。

第三条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現に旧り 法第二条第 一項又は第十五条の二第一 項 の登録を受けてい る農薬 (前 条

 \mathcal{O} 規 覚定に ょ ŋ な お 従 前 \mathcal{O} 例 に より 登録を受けたも のを含む。) は、 施行 日 (前 条 \mathcal{O} 規定によ り な お 従 前 \mathcal{O}

例によ り 登録 を受けた農薬にあ っては、 当該登録 \mathcal{O} 日 に第 一条の 規 定による改正 後 の農薬 取締 法 (以 下

新 法 という。) 第三条第一 項又は第三十四条第一 項の登録を受けたものとみなす。

2 この 法 律 \mathcal{O} 施 行の 際 現に 旧 法第二条第三項 旧 法第十五 条 の二第六項に お 1 て準 崩 する場合を含む。)

 \mathcal{O} 規定 により交付され 7 1 る登録 票 (前 条 \mathcal{O} 規定により な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ り 登 一録を受け た農 薬に て 交

付されるものを含む。) は、 新法第三条第九項 (新法第三十四条第六項にお いて準用する場合を含む。)

の規定により交付された登録票とみなす。

第四 条 この 法律の 施 行 の際現に旧法第二条第 一項又は第十五条の二第一項の登録を受けてい る農薬と同

 \mathcal{O} 有効成分を含む農薬に . つ い · て施! 行 日 以 後初めて行う新法第八条第 項 (新 法第三十四 条第六項に お 7 7

潍 用する場合を含む。 0) 規定による再評 価 (次項及び次条第 項に お 1 て単に 「再評 価 という。 は

新 法 第八条第二項 (新法第三十四条第六項におい て準用する場合を含む。 次項に お いて同じ。) 0 規定

12 カ か わらず、 施行 日から農林水産省令で定める期間を経過する日までの間に行うものとする。

2 前 項 \mathcal{O} 規定により再評 . 価 が 行われた農薬につい ての新法第八条第二項の 規 流定の適E 用 に っつい ては、 同 項

初 めて当該 有効成分を含む 農薬に係る第三条第一 項又は第三十 四条第 項 \mathcal{O} 登録」 と ある 0 は 農 薬

取締法 の <u>ー</u> 部を改正する法律 (平成三十年法律第 号)

5)の施行の日以後初めて当該有効成分を含む農

薬に係る同項の公示」とする。

第五 三項中 され \mathcal{O} ら第十三号までに掲げる事 規定を新法第三十 条 る農薬に 附 「書類」 則 第三条第 つ とあるのは ١ ر · て 四条第六項にお 施 項 行 \mathcal{O} 日 項を記載した書面 以 規定により新法第三条第 「書類、 後 初 8) 第三条第二項第二号(含有濃度に係る部分に限る。)及び第十 į, て 再評 て準用する場合を含む。) 価 を行う場 と、 新法第十一条第一号中 項又は第三十四条第 合におけ る新法第八 (T) 規定の適用については、 条第三 「第三条第二項第二号」とある 項の 一項及び 登録を受けたものとみな 第十一条 新法第八条第 - 一号か

2 新 匹 を含む。 法第三条第二項第二号 条第六項に 農 林 水)に掲げる事項 産 大臣 おいて準用する場合を含む。) は、 前 項 E の変更の登録及び新法第三条第二項第十一 (含有濃度に係る部分に限る。) 規定する場合には、 の規定により 新法 第九条第一 、登録を取り消すときを除き、 (新法第三十四条第六項におい 項又は第二項 号から第十三号まで (これらの 当該農薬に 規定を新 (これらの て準用する場合 法 規定を つい て

 \mathcal{O}

は

「第三条第二項第二号

(含有濃度に係る部分を除く。)」とする。

新法第三十四条第六項に

お

į,

て準用する場合を含む。

に掲げ

る事

ず項を追り

加

する変更の

登録をし、

か

つ、

事項を記載した登録票を交付しなければならない。

3 前 項 \mathcal{O} 規 定に より 変更の 登録 がされ た場合には、 当該変更 \mathcal{O} 登録を受けた者は、 遅滞 なく、 附 則第三条

項 \mathcal{O} 規 定 に より 新 法 第三条第 九 項 (新法第三十 匹 条第六 項 に お 1 て準 用 する場 合を含む。 \mathcal{O} 規 定 に

より交付されたものとみなされる登録 票 (当該者が 新法第七条第七 項 第九 条第四 項又は第十条第二項

これ らの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。 0) 規 定により登録票の交付を受け

てい る場合にあっては、 当該登録票) を農林水産大臣に返納 しなければなら ない。

第六条 附 則 第三条第 項 \mathcal{O} 規定に、 より 新法第三条第 項 又 は 第三十四条第 項の 登 録を受けたも Oとみな

され る農薬 に 0 () 7 \mathcal{O} 前 条 第 項 \mathcal{O} 規定により変更の 登 録 が され るま で \mathcal{O} 間 に お け る新 法 第 十六 条 及 び 第

二十一条第一項 (これらの 規定を新法第三十四条第六 、項に、 おい て準用する場合を含む。) 0 規定 \mathcal{O} 適 用 に

ついては、 新法第十六条第二号及び第二十一条第一項中 「含有濃度」 とあるのは、 「含有量」とする。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第七 条 附 則 第 条第二号に 掲げ うる規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 (以下 「第二号施行 日」という。) 前にされた第二条の

規定による改 正前の 農薬取 締法 (以 下 「第二号旧法」 という。) 第三条第一項若しくは第三十四 [条第 項

更の \mathcal{O} 登 録 登 又は 録 \mathcal{O} 申 第二号旧法第七条第一項 請 であ って、 同号に掲 げ (第二号旧法第三十四条第六項において準 る規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 登 録 又 は 変更 \mathcal{O} 登 録をするかどうか 用する場合を含む。) \mathcal{O} 処 分 の変 が

れ 7 な 1 ŧ \mathcal{O} につ 7 7 のこれ らの 処分に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ

第八条 附 則 第 条第二号に掲げ る規 定 \mathcal{O} 施 行 !の際現 に第二号旧 法第三条第 項又は第三十 四条第 項 0 登

録 を受けてい る農薬 (前条の規定に よりなお従前 の例 により登録を受けたものを含む。) は、 第二号施 行

日 (前 条 \mathcal{O} 規 定により なお 従前 の例 に より 登録を受け た農薬にあっては、 当該 登録 \mathcal{O} <u>月</u> に 第二条 0) 規 定

によ る改 正 後 \mathcal{O} 農薬 取 締 法 (以 下 「第二号新法」 とい . う。 第三条第 項又は第三十四 · 条 第 項 \mathcal{O} 登 録 を

受けたものとみなす。

2 附 則 第 条第二号に掲げ る規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際現 に第二号旧法第三条第九項 (第二号旧法第三十四 条 第六 項

12 お 1 て準 用する場合を含む。 \mathcal{O} 規定により交付されてい る登録票 (前 条 \mathcal{O} 規定によりなお従 前 \mathcal{O} 例 12

ょ 登 録 を受けた農薬について交付されるものを含む。) は、 第二号新法第三条第 九項 (第二号新 法

+ 应 条第六項 12 お 7 て準 用する場合を含む。) の規定により交付され た登 録 票とみなす。

第 九条 前 条第 項 \hat{O} 規 定により第二号新法第三条第 項又は第三十四 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録を受けたも

中 法 1 される農薬について第二号施行日以後初めて第二号新法第八条第一項 第三十 て準 書 類 甪 する場合を含む。 兀 とあ 条第六項 るの は に お 1 書類 て準 \mathcal{O} 規定 用する場合を含む。 第三条第二項第三号 に よる再評 価 を行う場合における第二号新法 \mathcal{O} (使用) 規 定 期限に係る部分に限る。 \mathcal{O} 適 用 に つい (第二号新法第三十四条第六項にお 7 は、 第八条第三項 第二号 新 第四号 法 第 八 (第二号 条 (被害防 第三 新 項

2 農薬に 号新 農 法 林 つい 第三十 水産大臣 て第二号新 匝 条第六項 は、 前 項に 法第三条第二項 E お 規定する場合には、 7 て準 甪 第三号 する場合を含む。 (使用 第二号新法第 期 限 に係 0) 九条第 規 る部 定により 分に限り 項又は り 登 る。 録 第二 を取 及び 項 ŋ 第四 消すときを除き、 (これらの規定を第二 号 被被 害 防 止 当該 方 法

止

方法に係る部分に限る。)及び第五号に掲げる事項を記載した書面」とする。

掲げ に係 る事項 る部分に限る。)(これらの規定を第二号新法第三十四 を追加する変更の登録並 びに第二号新法第三条第二項第五号 条第六項に お (第二号新法第三十四条第六項に 7 て準 用する場合を含む。 に

お 7 て 準 用する場合を含む。 に掲 げげ る事 項 の変更の 登録をし、 かつ、 第二号新法第三条第九項各号

れ 5 $\overline{\mathcal{O}}$ 規 定 を第二号新法第三十 ・四条第六項にお 1 て準用する場合を含む。) に掲げる事 項を記載 Ü た登録

票を交付しなければならない。

3

前 項 の規定により変更の登録がされた場合には、 当該変更の登録を受けた者は、 遅滞. なく、 前 条第二 項

 \mathcal{O} 規 覚定に、 より第二号新 法第三条第 九 項 (第二号新法第三十四 条第六項に お 1 て準 用 する場合を含む。 \mathcal{O}

規定に より交付されたもの とみなされ る登 録 票 (当該 者が 第二号新 法 第七 条第七 項 第 九 条 第 几 項 又 は 第

十条第二項 (これらの規定を第二号新法第三十四 条第六項に お 7 て準 用する場合を含む。) \mathcal{O} 規定 に ょ

登録 票の交付を受けている場合にあっては、 当該登録票) を農林 水産大臣に返納しなければ なら な

第十条 附 則第 八条第 項 \mathcal{O} 規定により第二号新法第三条第 項又は第三十 应 [条第 項 \mathcal{O} 登 録を受け た ŧ \mathcal{O}

とみなされ る農薬に 0 7 7 \mathcal{O} 前 条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に ょ ŋ 変更 \mathcal{O} 登 録 が べされ るま での 間 に お け Ź 第二号新 法 第

十六条 (第二号新法 第 三十 匹 条第六 項 に お 1 て 準 用す る場 合を含む。 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 V て は 第二

新法 第十六条第六号中 使用 に際 し て講ずべ き被害防止方法及び」 とあるのは 「 及 び 」 と、 同条第七 号

中「生活環境動植物」とあるのは「水産動植物」とする。

第十 条 農林 水 <u>余</u>産大臣 は、 第一 一号新法第四 1条第二 項 (第二号新法第三十四条第六項にお (1 て 準用[·] する場合

を含む。 0 基 |準を定めようとするときは、 第二号施行 日前にお į١ 、ても、 農業資材審議会の意見を聴くこ

とができる。

(罰則)

第十二条 附則第五条第三項又は第九条第三項の規定に違反した者は、 三十万円以下の罰 金に処する。

2 法 . 人 の 代 表者又は 法 人若しくは 人の 代理 人、 使用 人その 他 \mathcal{O} 従業者 が、 その 法 人又 は 人 \mathcal{O} 業 務 に 関

前 項 \mathcal{O} 違 反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その 法 人又は人に対 して 同 項の刑を科する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 こ の 法 律 附]則第一 条第二号に掲げる規定にあっては、 当該規定) の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四 条 ک 0 附則に規定す るもののほ か、 この法律 の施行に関 L 必 要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第十五 条 政 分府は、 この法律 の施行後五年を目途として、 この法律の規定による改正後の規定の施 行 この状況

につい 、て検討、 を加 え、 必要が あると認めるときは、 その結果に基づいて所要 0 措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十六条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別 表第 農薬取 締法 昭昭 和二十三年法律第八十二号) の項中 「第十三条第 項」 を 「第二十九条第 項

に 改めめ

食品衛生法及び化学物質の審査及び製造等の規制 に関する法律の一 部改正

第十七条 次に掲げる法律の規定中 「第一条の二第一項」を 「第二条第一項」 に改める。

食品衛生法 (昭 和二十二年法律第二百三十三号) 第十一条第三項及び 別 表理化学的 検査 一の項

独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政法 (人農林-水産消費 費安全技術セ ンター 法 \mathcal{O} 部改正

化学物質

 \mathcal{O}

審査及び製造等

 \mathcal{O} 規

制

に関する法律

(昭和四十

八

年法律第百十七号)

第五

十五条第二号

第十八条 独立 一行政法· 人農林水産消費安全技術センター 法 (平成十一年法律第百八十三号) の一部を次のよ

うに改正する。

第十条第二項第四号中 「第十三条の二第一項」 を 「第三十条第一項」に、 「第十五条の三第二項」を

第三十五条第二 項」 に改める。

(食品安全基本法の一 部改正)

第十九条 食品安全基本法 (平成十五年法律第四十八号) の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中 「第一条の三の規定により公定規格を設定し、 変更し、若しくは廃止 しよう

とするとき、 同法第二条第 項」 を「第三条第 項」 に、 「第三条第二項 (同法第十五 条の二第六 項」 を

「第四条第二項 (同法第三十四条第六項」に、 「第三条第一項第六号又は第七号」を 「第四・ 1条第 項第八

号又は第九号」に改める。

第二十条 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四条第一 項第二号中 「第四条第二 項」 を 「第四条第三項」 に改める。